

## かわみんタクシー運行事業における実施状況確認 結果報告

実施日 令和3年1月21日 13時30分～14時30分  
場 所 有限会社 川島タクシー  
確認者 川島町地域公共交通会議事務局（川島町政策推進課）  
藤間、友野、喜多川、品川  
川島町地域公共交通アドバイザー 坂本

## 1 新型コロナウイルス感染症等拡大防止関連

- ・厚生労働省等の公的機関が作成したチェックリストを準用して確認をしたところ、概ね感染症拡大防止対策は講じられていた。
- ・埼玉県彩の国「新しい生活様式」安心宣言については、事務所名称を記載した上での掲示が確認できなかった。
- ・運行毎の消毒については、乗客が自ら利用できるアルコール消毒液を設置していることで代替している。

## 2 乗用事業、運行に関する安全対策関連

- ・乗務員の点呼は、点呼場を整備して毎日の点呼記録簿を作成している。その際に健康管理も行っている。
- ・法定上の報告義務がある情報は、運輸局に提出している旨を口頭で確認した。
- ・乗務員（運転手）の管理については、社労士による定期的内部監査を実施しており、過剰労働等は確認できない。
- ・一カ月単位のシフト表（乗務割）によると、最大でも一か月に15日間程度の乗務であることが確認でき、乗務員の健康管理上は負荷が少ないと推察される。なお、労働契約は通常の契約（変形労働制ではない）であるため、1日の拘束時間等は乗務記録の精査が必要だが、社労士による内部監査が機能していると推察される。
- ・車両の管理については、車両整備及び点検記録簿を営業所内で確認できた。点検記録簿には運行管理者のチェックが必要であるが、確認できなかったため改善を要する。
- ・乗務員の研修について、法定研修が実施されていることが確認できた。また、一か月に1回、研修及び情報伝達、情報共有の場を設置しているとのことであるが、情報共有のための記録簿が確認できなかったため改善を要する。
- ・乗務員からは安全運転や接客サービス等を向上させる任意研修等の実施が望まれているため、事業者としての対応の検討が必要と推察される。

以上